

令和3年4月20日

市内市立小中学校保護者の皆様へ

東近江市教育長 藤田善久

教職員の「働き方改革」に向けた取組へのご理解とご協力について

新年度が始まりました。保護者の皆様には、日頃より本市の教育に御理解・御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、御承知の「教職員の働き方改革」につきましては、平成29年9月に本市は県下に先がけて改革の目標を掲げ推進し、従来からの意識を転換しつつ各校で積極的な取組を進めることにより、着実にその成果と手応えを感じるものが多く出てまいりました。

しかしながら、学校現場における長時間勤務解消は未だ困難な状況であり、教職員個々の長時間労働下の心身の健康に関する現状は今後も看過できない課題と認識しております。

つきましては、本年度も本市の働き方改革を進めるにあたり、保護者の皆さま方には、取組の中から特に関連する下記事項について、格別のご理解を賜り、子ども達の輝く未来の創造に向けて、その責任を果たすべく挑戦していきますので、何とぞ宜しくお願いいたします。

記

1 学校業務に関することについて

(1) 定時退勤時刻以降、すみやかな退勤に努めます。

教職員の勤務時間 (7時間45分)	小学校 ①午前8時20分～午後4時50分（一部②の学校あり） 中学校 ②午前8時15分～午後4時45分
----------------------	--

(2) 時間外の電話・来校については、その場で担任や担当者につながらない場合もあります。

一般的な対応時間帯	午前7時50分以降、午後6時までの時間帯でご協力願います。
-----------	-------------------------------

※市内各校で順次時間外自動アナウンス電話の設置と応答を進めています。ご承知ください。

※電話相談対応最長30分以内、来校(訪問)面談も最長1時間以内を原則とします。

※緊急案件、その他時間の必要な案件、対応は、その都度日時を調整してください。

2 中学校の部活動指導について(概略)

(1) 活動時間は、原則平日2時間、休日3時間です。

※平日の朝練習(自主練習も含む)は実施しません。

(2) 週2日の休養日(平日1日、土日何れか1日)を確保し活動します。

※平日休養日の曜日指定は学校により異なります。

※土曜日半日、日曜日半日扱いではなく、終日1日を確保します。

(3) 中体連等主催の両日開催大会への参加については、個別に学校長承認事項としています。上記大会参加の場合は、事前、事後の2週内に必ず振替休養日を1日設けます。

(4) 年間活動時刻の最長を午後5時45分終了 / 午後6時完全下校とします。

※冬季は日没迄に帰宅できる時刻を各校で設けています。

担当：東近江市教育委員会学校教育課